

令和6年4月1日～令和7年3月31日 購入分

※令和7年3月31日までに申請

# 防犯対策用品の 購入費の一部を補助します

上限  
¥16,000

防犯対策を  
行いましょう。



## 対象者

- ① 岩倉市に居住し、住民票がある人
- ② 市税を滞納していないこと
- ③ 転売等を目的として防犯用品を購入していないこと

※ 防犯用品購入費補助金は、1世帯1回限りの申請

詳細は裏面または市ホームページをご確認ください。



## 補助額

購入金額の2分の1（上限16,000円、1,000円未満切り捨て）

- 愛知県では年々減少していた刑法犯認知件数が令和4年から増加に転じ、侵入盗や自動車盗の認知件数については全国ワースト上位を占めています。

問合せ先

岩倉市役所協働安全課（6階）

防災安全G

TEL：0587-38-5831

開庁日・時間：月曜日～金曜日 8時30分～17時15分（年末年始・祝日除く）

# 補助対象となる防犯対策用品

- ・令和6年4月1日～令和7年3月31日の期間に購入し、設置した新品の防犯対策用品

設置箇所	対象の防犯対策用品の例
住宅	屋外用センサーライト、録画機能付きインターホン、防犯対策効果のある防犯砂利、防犯対策効果のある錠、補助錠、サムターンカバー、ガードプレート、防犯カメラ、カム送り防止具、防犯ガラス、ガラス用防犯フィルム、ガラス破壊センサー、窓用格子、防犯用センサーアラーム
自動車など	ハンドルロック、タイヤロック、イモビライザー、警報装置、ドライブレコーダー（振動検知の機能が付いているなど、自動車盗の防止ができるもの）

※下記の用品などは補助対象外となるため、事前にお問い合わせください。

- ・防犯対策以外の目的を有するもの（犬、門扉、フェンス など）
- ・護身用具（防犯ブザー、催涙スプレー、スタンガン など） 等



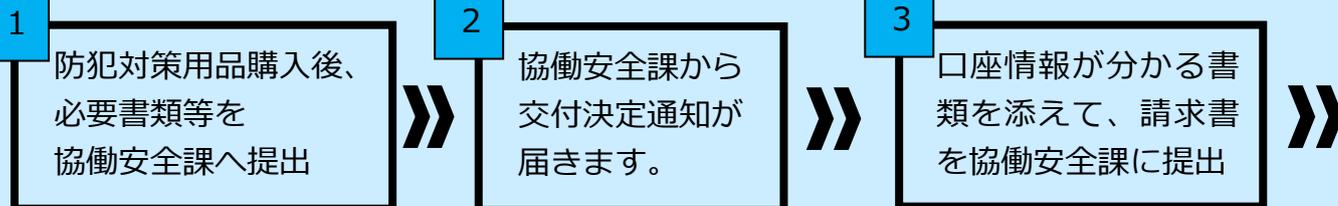
## 必要書類等

必要書類のダウンロードはこちら



- ① 補助金交付申請書兼実績報告書
- ② 領収書その他支払いが確認できる書類の写し  
(購入金額、購入日、品名や品番、店舗情報の記載があるもの)
- ③ 防犯対策用品を購入、設置した物品の仕様が分かるものの写し  
(カタログ、パンフレット、説明書等)
- ④ 防犯対策を実施したことが確認できる写真  
(実施後の写真等)

## 申請の流れ



補助金が交付されます

- ※購入した本人しか申請できません。
  - ※購入店舗の指定はありません。
  - ※購入した年度内に必ず申請をしてください。
  - ※予算の範囲内での実施となります。
  - ※郵送及び「あいち電子申請・届出システム」(下記 URL 又は右図 QR コード参照)での申請も可能です。
- ↓あいち電子申請・届出システム↓

[https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-iwakura-aichi-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=75654](https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-iwakura-aichi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=75654)

あいち電子申請・届出システム

